

様式第1-2(日本産業規格A列4番)

令和8年3月19日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	周南市地域公共交通会議
住 所	山口県周南市岐山通 1-1
代表者氏名	会長 行富 広康

地域公共交通計画変更認定申請書

令和 年 月 日付け 第 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

○ 変更日

令和 8 年 4 月 1 日

○ 変更箇所

別添資料のとおり

○ 変更理由

周南市地域公共交通計画の計画期間が令和3年4月から令和8年3月末となっており、認定申請の際に次期計画の策定作業中であった。3月19日開催の周南市地域公共交通会議において計画改定案の承認が得られたことにより、地域交通確保維持改善事業に係る計画に変更が生じたため。

※本申請書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市の市内完結路線の乗合バスの輸送実績は、令和6年度は1,205千人（令和5年度は979千人で226千人増）となり、利用者数は回復傾向にあるものの、コロナ禍前よりは減少している状況である。

そうしたなか、令和6年4月から、働き方改革関連法施行により時間外労働の上限（休日を除く年960時間）規制等が適用される、いわゆる2024年問題により、運転士不足がますます深刻化し、公共交通の維持、確保が非常に困難となり、路線の見直し等をせざるを得ない状況となっており、乗合バス事業者においては、極めて厳しい経営環境に直面する中、事業の継続に向けた取組が喫緊の課題となっている。

学生、高齢者や障害者などのマイカーを持たない、あるいは、利用することができない人々にとっては、通勤、通学、買い物や通院などの社会生活をおくるにあたり、安全・安心・快適な交通手段の確保・維持は極めて重要である。

さらに、近年は都市圏郊外においても急速に高齢化が進んでおり、地域の公共交通であるバスシステムの維持・確保が必要不可欠であり、既存バス路線の見直しと合わせた効率的で、利便性の高い持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向け、地域公共交通確保維持事業に取り組む必要がある。

今回、認定申請する地域間幹線系統は、地域の中核的な医療機関や学校、市役所支所等の公共施設など利用者のニーズに対応しているものである。

今後も、市民が安心して社会生活をおくり、積極的に社会参加でき、活力ある地域へとつながるよう、地域間幹線系統を含めた全体的なバス路線の確保・維持に引き続き努める。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

## (1) 事業の目標

## (防長交通)

- ・生活交通路線を維持していくため、関係市町と連携し、地域住民のニーズに沿ったダイヤ設定や利用実態に即した効率的なダイヤ編成をすることで、利便性の向上及び経常収支率の改善を図る。
- ・バスを利用する意識醸成に取り組むことで利用を促進し、経常収支率の改善を図る。
- ・都市間幹線・地域間幹線の路線バスを含む公共交通の延べ利用者総数は計画目標値の「769万人/年」達成を目指す。
- ・市内で運行している路線バス、コミュニティ交通の収支率について、都市間幹線・地域間幹線の路線バスでは令和6年度実績値から1%以上改善させることで、計画目標値の「48.6%以上」達成を目指す。
- ・都市間幹線・地域間幹線の路線バスを含む公共交通を維持するための行政負担額については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の活用や利用者増加を図り、計画目標値の「323百万円以下」達成を目指す。  
(周南市地域公共交通計画 P23～P25 参照)

## (2) 事業の効果

## (防長交通)

地域間幹線バスシステムを維持することにより、地域で生活する移動制約者の生活に必要な交通手段が確保される。

また、広域的・幹線的系統と地域的・支線的系統の有機的な連携により、効率的な地域交通網が形成され、市民の社会参加促進や地域活性化にもつながる。

定量的な事業目標を導入することにより、バス利用者の増加と効率的な運行を促進し、地域のサービス水準を維持・向上することが期待できる。

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・地域公共交通会議や意見交換会等による利用者意見の把握・反映（周南市、バス事業者）
- ・春、夏、冬の長期休み期間中のこども50円バスの実施（バス事業者）
- ・バスロケーションシステムの利用促進、周知徹底（バス事業者）
- ・全国相互利用可能な交通系ICカードシステムの利用促進、周知徹底（バス事業者）
- ・公共交通の利用促進を目的とした公共交通情報誌の作成、発行（周南市、各交通事業者）
- ・鉄道・路線バス等の公共交通ネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・配布（周南市、隣接市、各交通事業者）
- ・小学校や高齢者サークル、各種イベント会場におけるバスの乗り方教室の開催（周南市、バス事業者）

## 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者

表1のとおり（該当系統を色づけ）

## 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

表2のとおり（該当系統を色づけ）
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施
7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【 <u>地域間幹線系統のみ</u> 】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧【 <u>地域間幹線系統のみ</u> 】
該当なし（表4のとおり）
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項【 <u>地域間幹線系統のみ</u> 】
別添「生産性向上の取組検討シート」（別添1-1・別添1-2）のとおり（該当箇所を色づけ）
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【 <u>地域内フィーダー系統のみ</u> 】
該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
（防長交通） <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の平均使用年数は約20年と長期化しており、運行を維持する為には老朽車両の代替を進めていく必要がある。</li> <li>・老朽車両の代替が滞ると、使用可能車両の減少を理由とした路線廃止や減便といった事態が発生し、地域住民の日常生活等に大きな影響を及ぼす可能性もある。</li> <li>・地域間幹線系統を含めた全体的なバス路線の維持またバリアフリー化を促進するためにも、老朽車両を代替することの必要性は極めて高いものと考えている。</li> </ul>
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
（1）事業の目標
（防長交通） <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽車両の代替としては、超低床ノンステップバスを予定しており、令和7年9月末時点における低床車両比率は89%（170両）の見込みであるが、これを令和8年9月末までに92%以上（176両）とする。</li> </ul>
（2）事業の効果
（防長交通） <p>新たに車両を取得することにより、地域間幹線バス系統の維持や、地域で生活する高齢者をはじめとする移動制約者の日常生活に必要な移動手段の確保の一助となる。</p> <p>さらには、市民の社会参加促進や地域活性化にもつながる。</p> <p>定量的な事業の目標を導入することにより、収支改善に結びつけることが期待できる。</p>
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
表6、表7を添付。（該当箇所を色づけ）
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】

(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和6年5月23日（令和6年度第1回会議開催） 周南市地域公共交通計画の追補版について全ての構成員から合意を得られた。</li> <li>・ 令和6年6月25日（令和6年度第1回文書協議） 認定申請内容について文書協議を実施。</li> <li>・ 令和6年9月20日（令和6年度第4回文書協議） 認定申請資料変更について文書協議を実施。</li> <li>・ 令和7年4月21日（令和7年度第1回文書協議） 令和7年度周南市地域公共交通会議における事業計画（案）及び当初予算（案）のうち、「周南市地域公共交通計画策定事業」について文書協議を実施。</li> <li>・ 令和7年5月20日（令和7年度第1回会議開催） 周南市地域公共交通計画の追補版について全ての構成員から合意を得られた。</li> <li>・ 令和7年6月26日（令和7年度第2回文書協議） 認定申請内容について文書協議を実施。</li> <li>・ 令和7年11月13日（令和7年度第2回会議開催） 周南市地域公共交通計画（令和8年3月改訂）の骨子案について構成員から承認を得られた。</li> <li>・ 令和7年12月25日（令和7年度第3回会議開催） 令和7年度事業評価案について全ての構成員から承認を得られた。 周南市地域公共交通計画素案について構成員から承認を得られた。</li> <li>・ 令和8年3月19日（令和7年度第4回会議開催） 周南市地域公共交通計画認定申請案および計画改定に伴う地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の認定申請案について協議。 経路変更に伴う事業計画・運行計画変更申請について報告。</li> </ul>
19. 利用者等の意見の反映状況
計画に基づき運行することにより、利用者の利便を確保するとともに、生産性向上の取組結果を検証し、今後の改善につなげていくことにより、交通弱者の方々の移動手段として必要なバスシステムの確保・維持を図っていくこととする。

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山口県周南市岐山通1丁目1番地

(所 属) 周南市役所 都市整備部 公共交通対策課

(氏 名) 吉安 章恵

(電 話) 0834-22-8426

(e-mail) kotsu@city.shunan.lg.jp